

経営会議の内容

件名	大和市消防長及び消防署長の任命資格を定める条例について
所管部	総務部
日時・場所	平成26年 1月28日(火) 14:00~14:30 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、子ども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、人財課長
提出理由	第3次一括法の施行により消防組織法が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の任命資格を定める必要が生じたことから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none">・ 条例案は、本市の行政職の課長職等に3年以上就いていた場合、消防長の任命資格を満たすとしているが、例えば課長職に1年、部長職に2年就いているようなケースも資格を満たすと考えてよいか。 (所管部) 課長職等に3年以上と捉えることができるため、任命資格を満たす。・ 他の自治体で消防団長が消防長に就任した実例はあるか。 (所管部) 消防長に就任した実例は把握していない。
会議結果	案のとおり、進めていく。